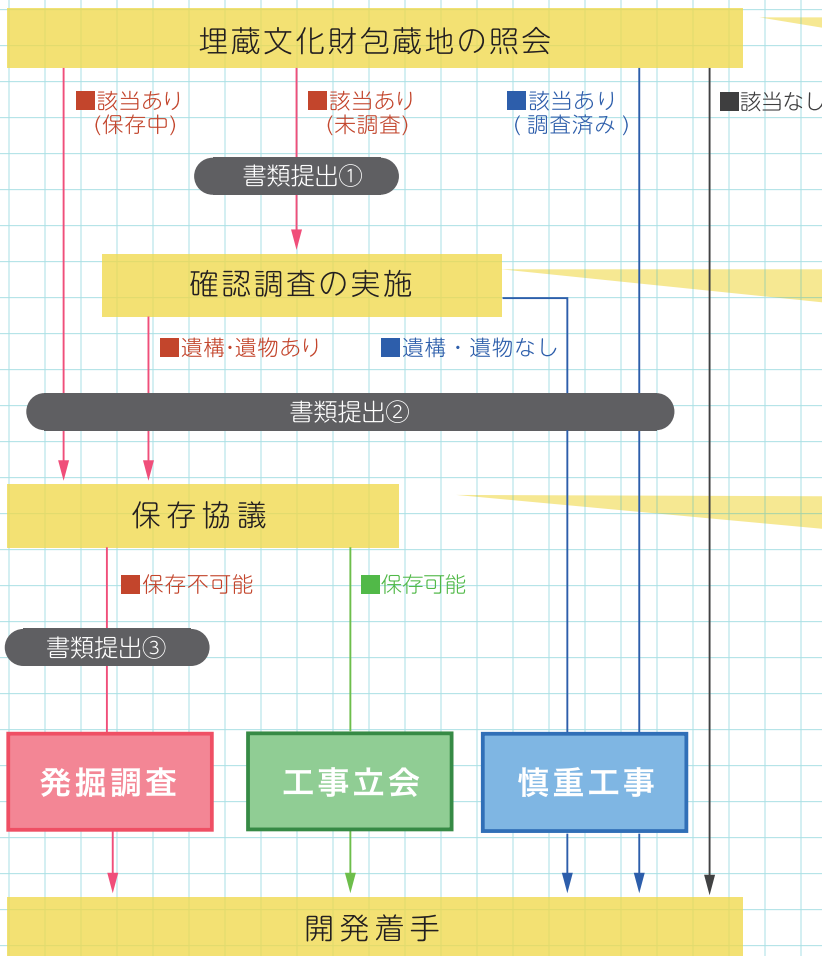




埋蔵文化財の取り扱いについて

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内では、地中に文化財が残されている可能性が高いため、文化財保護法により所定の手続きが定められています。鶴ヶ島市での手続きの流れは下記となりますので、土木工事等を行う場合には、手続き漏れがないよう、ご確認をお願いします。

開発着手までの諸手続きの流れ



■照会方法 ①窓口 ②FAX

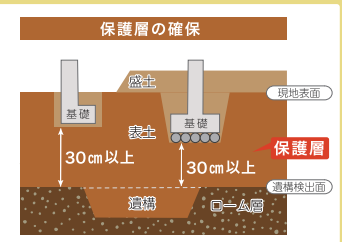
メールでの対応はお受けしておりません FAXの際は、地番か住所表記を明記の上、該当地区を記した住宅地図を送付してください。埼玉県文化財インフォメーションシステムからも包蔵地の確認はできますが、判断は市が行いますので、独自の判断はお控えください。

■確認（試掘）調査

重機を用いて、対象地域内に2～4mの間隔でトレンチ（溝掘り）を設定し、遺構や遺物の有無について確認します。注意点等については、提出書類の記載内容をご確認ください。

■保存協議

現状のまま、もしくは盛土を行うことで、遺構確認面から30cm以上の保護層を設けられる場合は、発掘調査を実施せず、現状保存とすることができます（ただし、盛土費用等は自己負担となります）。地盤改良や杭打ちを行う場合は、遺構の保護ができないことから、発掘調査の対象となります。



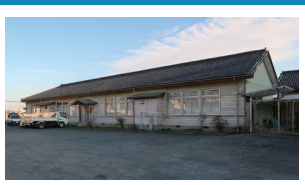
提出書類

- ①埋蔵文化財確認調査承諾書 1部 ※要押印 確認調査前
添付書類：案内図、公図の写し、委任状（土地所有者以外が依頼者となる場合）、埋設物の図面（該当する場合）
- ②埋蔵文化財発掘の届出・通知（文化財保護法第93条・94条）1部 ※押印不要 工事着工60日前
添付書類：建物配置図、基礎断面図
- ③埋蔵文化財発掘調査承諾書 1部 ※要押印 発掘調査前
※民間開発の場合は、別途遺跡調査会と契約・協定の締結

※各種様式は下記QRコードよりダウンロードできます。

鶴ヶ島市教育委員会

生涯学習スポーツ課 文化財担当 開庁時間 平日 8:30～17:15
〒350-2213 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 1562-1(鶴ヶ島市文化財整理室)
TEL 049-285-2194 FAX 049-272-3304
MAIL 10800050@city.tsurugashima.lg.jp
HP <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000488.html>



発掘調査とは



開発行為等により、やむなく埋蔵文化財が破壊される場合は、工事の前に「記録保存のための発掘調査」を行う必要があります。原因者負担の原則から、発掘調査に係る費用については、文化財破壊の原因となる事業主の負担となります。なお、発掘調査には野外での発掘作業のほか、屋内での整理作業や発掘調査報告書の刊行までが含まれます。調査費用については、遺構・遺物の規模や密度によって異なるため、確認調査後でなければ算出できません。事前に平米単価等の金額を提示することはできませんので、ご了承ください。

01 個人専用住宅の場合

個人が自己専用住宅を建てる場合です。いわゆる建売住宅はハウスメーカー等が事業主となるため、該当しません。

野外作業・基礎整理 = 公費負担
整理作業・報告書刊行 = 公費負担

※調査費用のみで、貸家費用等は負担できません。

02 個人による開発の場合

個人が集合住宅や店舗、駐車場等を建築する場合です。営利施設兼住宅となる場合は、面積案分となります。

野外作業・基礎整理 = 事業主負担
整理作業・報告書刊行 = 公費負担

03 個人以外の開発の場合

法人・会社等、個人以外が事業主となる場合です。住宅であっても、いわゆる建売住宅はこちらに該当します。

野外作業・基礎整理 = 事業主負担
整理作業・報告書刊行 = 事業主負担

※2、3の場合、鶴ヶ島市遺跡調査会と契約し、発掘調査を実施することとなります。非営利組織であり、余剰金が乏しいため、調査費用は前金一括払いとし、調査終了後に精算して差額を返金します。

文化財整理室へのアクセス

